

# ～ 種子・種苗代金を支援します ～

8月豪雨対策のご案内

## ～支援の内容～

### 1.対象者

以下、①及び②に該当する方が対象となります。

- ①町内に住所を有する販売農家（農業法人等を含む）※で  
来年（令和5年）も販売農家として営農を継続する者  
ただし、今年、新規就農した方は、認定農業者又は  
認定新規就農者の認定を受けていれば販売農家としての  
実績がなくとも対象とします。

※販売農家とは、令和3年の経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

- ②町税等を滞納していない者

### 2.対象経費

- ①令和4年1月～8月末日までの間に供給され、又は購入し、  
作付けを行った種子・種苗の代金

※代金は消費税抜き。

※シーダー加工料及びリール代金も支援対象経費に含む。

- ②対象となる作物は、被害状況等を鑑み原則以下11品目  
ナガイモ（ムカゴ、年子）、ゴボウ、大根、キャベツ、  
こかぶ、そば、大豆、トマト、ニンジン、ネギ、かぼちゃ

※その他、町長が必要と判断した品目

- ③対象となる種子・種苗は販売を目的とした農作物の生産に  
用いたものに限る。（自家消費用は除く）

### 3.補助率

- ①収入保険に加入している方又は今年中に加入する者

1/2（上限額150万円）

- ②上記①以外の者

1/4（上限額100万円）

申請方法は裏面へ

## ～申請方法～

### 4.申請に必要なもの

- ①令和3年分の確定申告書（決算報告書）
- ②補助金振込先通帳
- ③印鑑
- ④対象となる種子・種苗を
  - (1) 農協からのみ購入している方：特になし
  - (2) 農協+その他の販売店から購入している方：**農協以外の販売店から購入した分の証明書※1**
  - (3) 全て農協以外の販売店から購入している方：**販売店から購入した際の証明書※1**

※1 証明書は原則①納品書又は請求書、②領収書の両方（①②）とする。  
（ただし、まだ支払いが完了していない場合には領収書の提出は後日でも可）  
(a)宛名(申請者名)、(b)購入した日付、(c)購入した種子・種苗の商品名  
(作物名が記載されているもの)、(d)購入金額がわかるものとします。  
宛名のないレシートは証明書とはなりませんので、ご注意ください。

※2 農協分については農協を通じて確認作業を行うため、証明書を持参していただく必要はございません。

### 5.申請スケジュール

別紙の日程で申請を受け付けします。  
当日は上記申請に必要なものをご持参の上、お越しく下さい。

<お問合せ先>

東北町役場農林水産課 農業振興係  
0176-56-4384